

平成30年12月14日

佐倉市長 蕨 和 雄 様

佐倉市環境審議会  
会長 本橋 敬之助



「佐倉市環境保全条例施行規則」に定める悪臭に係る規制基準、  
及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」  
に定める規制基準の改正について（答申）

平成30年12月14日付けで諮問のありました標記の件について、審議を行った結果、別添「佐倉市環境保全条例施行規則」（案）、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（案）のとおり了承します。

## 「佐倉市環境保全条例施行規則」(案)

### (悪臭に係る規制基準)

第22条 条例第45条第1項に規定する規制基準は、多数の人々が著しく不快を感じると認める悪臭であつて、別表第8に掲げる臭気指数（悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を許容限度とする。

別表第8

区域の区分	許容限度	敷地境界線における臭気指数	気体排出口における臭気排出強度又は臭気指数	排出水の臭気指数
第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域	12		左欄に定める許容限度を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	28
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域	13			29
工業地域、工業専用地域	14			30

### 備考

- 1 臭気排出強度とは、排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう。
- 2 臭気指数の算定は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法による。
- 3 悪臭防止法施行規則第6条の2各号中「法第4条第2項第1号の規制基準」は、「敷地境界線における臭気指数の欄の許容限度」に読み替える。
- 4 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成24年佐倉市告示第28号）により指定した規制地域に存する事業場（悪臭防止法第3条に規定する事業場をいう。）については、この表を適用しない。

「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（案）

（1） 法第4条第1項第1号に規定する規制基準

区域区分	敷地境界線における臭気指数
第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域	12
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	13
工業地域及び工業専用地域	14

（2） 法第4条第1項第2号に規定する規制基準

（1）に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

（3） 法第4条第1項第3号に規定する規制基準

（4）区域区分	排出水の臭気指数
第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域	28
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	29
工業地域及び工業専用地域	30